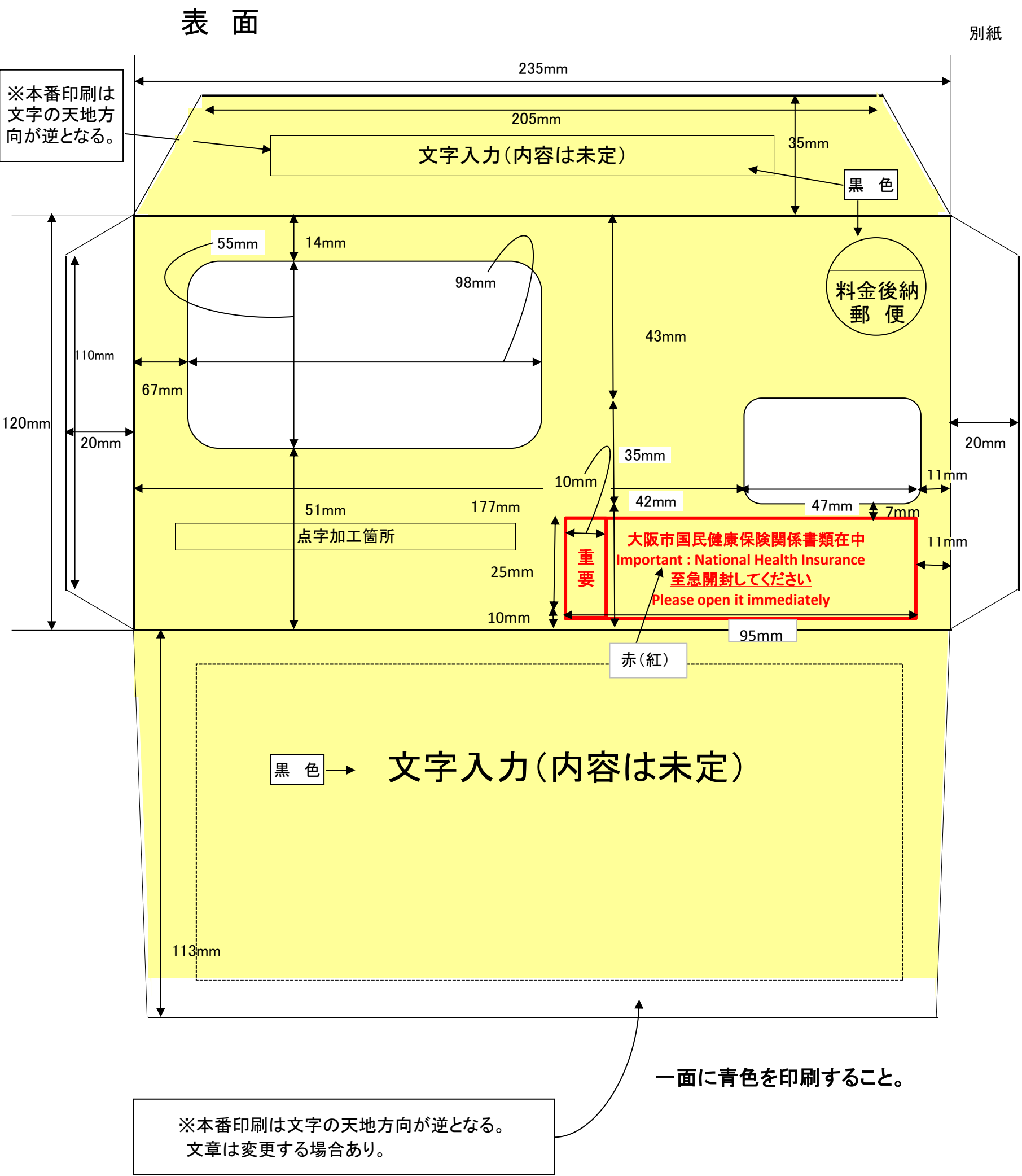


「国民健康保険料延滞金納付書用封筒(バッチ分) 買入」 仕様書

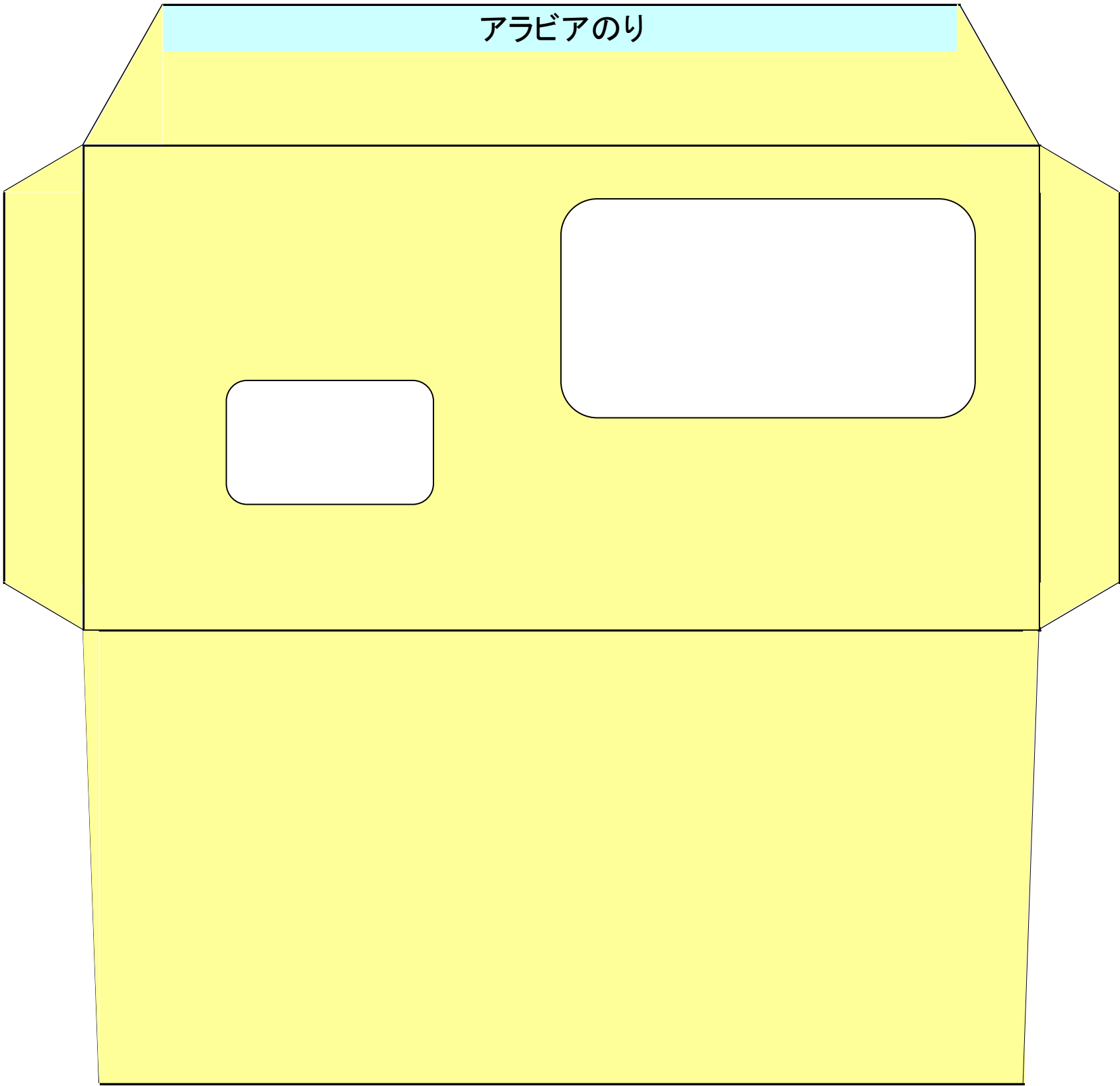
1. 品名	国民健康保険料延滞金納付書用封筒(バッチ分)
2. 規格	別紙「国民健康保険料延滞金納付書用封筒(バッチ分) 設計書」のとおり
3. 数量	24, 000枚
4. 紙質	サラシクラフト紙 ハترون版 80g/m ² (別紙「大阪市グリーン調達方針(封筒関係)」に記載の【判断の基準】を満たすものとし、【配慮事項】について充分配慮されていること。ただし、古紙パルプ配合率についての基準を除く。)
5. 紙色	白色
6. 刷色	両面印刷:表3色(青・黒・赤(紅)) 裏1色(青)
7. 加工	グラシン窓加工(不透明度20%以下)を2か所施すこと。 フラップ部分は折り曲げて納品すること。(アラビア糊使用) 宛先窓の下に点字加工「おおさかし こくほ のーふしょ とー ざいちゅう」を施すこと。なお、加工については、開いた状態で施す等、封入封緘作業に影響の出ないようにし、郵送中に潰れないような強度であること。 ※国民健康保険料延滞金納付書用封筒(バッチ分)設計書参照
8. 納入場所	株式会社コーユービジネス 大阪サポートセンター (〒584-0023 大阪府富田林市若松町東2-3-5)
9. 納入期限	テスト納品 : 令和7年8月15日(金) 本格納品 : 令和7年9月30日(火)
10. 担当	〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所内 4階 福祉局生活福祉部保険年金課(収納グループ) 片岡(恭)・菅原 電話 06-6208-9872
11. 校正	簡易校正 2回
12. 梱包方法	1箱2, 000枚ずつA型ダンボール箱に梱包すること。 箱詰めの際は、点字が潰れないように注意すること。 ダンボール箱の狭い方の側面に品名、数量、納品年月、製造年月、製造業者名を表示すること。
13. その他	・見積にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義のある場合はよりよく質し、その内容を熟知の上見積を提出すること。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。 ・表面の「(内容は未定)」の箇所については、契約締結後すぐに別途指示。 ・裏面に大阪市章を青色で印刷すること。(密度を濃くし、中身が見えないようにすること。) ・完成品の版下データをDVD-R1枚に格納し、担当へ納品すること。 ・テスト品100枚を期日までに担当へ納品すること。(テスト品は数量に含まない。)なお、テスト合格後本格作製すること。また、テスト納品日及び本納品日については、事前に担当と調整すること。 ・見本として完成品10枚を担当へ納品すること。(見本は数量に含まない。)また、納品日については、事前に担当と調整すること。 ・納入の際は、大阪市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送適合車を使用すること。(別紙特記仕様書添付) ・大阪市暴力団排除条例を遵守すること。(別紙特記仕様書添付) ・車高2.1mを越える車両を使用して市役所本庁舎への荷物等の搬入・搬出がある場合は、搬入出日時・搬入出先・搬入出に使用する「車種」及び「色」・「車両番号」・「車高」を実行日の3日前(土・日・祝日を除く)までに担当まで報告すること。(ただし、車高2.8mを越える車両は市役所本庁舎地下駐車場を利用できない。) ・納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること。 ・納品場所への納品が完了した後、受領書写しを、担当に提出すること。 ・納入日については、事前に担当と調整すること。 ・著作権は本市に帰属する。

国民健康保険料延滞金納付書用封筒(バッチ分) 設計書



裏 面

別紙



一面に青色で市章を印刷すること。
(密度を濃くし、中身が見えないようにする)

大阪市グリーン調達方針(封筒関係)

次の【判断の基準】を満たすものとし、【配慮事項】について充分配慮されていること

事務用封筒（紙製） 紙袋（封筒）	【判断基準】 ・古紙パルプ配合率 40%以上であること。 ・紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
窓付き封筒(紙製)	【判断基準】 ・古紙パルプ配合率40%以上であること。 ・紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。〔窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率の判断の基準を窓部分には適用しない。〕 ・窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。

	【各封筒共通・配慮事項】 ・バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
--	---

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

その他特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：06-6208-7911）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること